

総第32号

安八町合併70周年記念式典等企画運営業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本要領は、「安八町合併70周年記念式典等企画運営業務」に係る契約の相手方となる事業者の選定に当たり、公募型プロポーザルの実施方法等について、必要な事項を定める。

2. 業務概要

- | | |
|-------------|---------------------------------|
| (1) 業務名 | 安八町合併70周年記念式典等企画運営業務 |
| (2) 業務内容 | 別紙「安八町合併70周年記念式典等企画運営業務仕様書」のとおり |
| (3) 業務場所 | 安八町内 |
| (4) 業務期間 | 契約日から令和8年3月31日まで |
| (5) 記念式典開催日 | 令和7年11月1日（土） |
| 場所（予定） | 安八町中央公民館（安八町南今ヶ淵400番地） |
| (6) 上限金額 | 3. 提案上限のとおり |
| (7) 委託契約 | |

本プロポーザルにより選定した優先交渉権者を相手方として、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を行う。なお、本プロポーザルの優先交渉権者である特定業者との間で、参考見積書を上限とした見積徴取を実施する。

3. 提案上限

委託金額の上限は 2,000,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）とする。

4. 実施形式

公募型プロポーザル

5. スケジュール

プロポーザル実施要領の公告	令和7年4月11日（金）
質疑受付締切	令和7年4月16日（水）17時まで
質疑回答	令和7年4月18日（金）
参加申込書・企画提案書の提出締切	令和7年4月23日（水）17時まで
一次審査（書類審査）結果の通知	令和7年4月25日（金）
二次審査（プレゼンテーション）	令和7年4月28日（月）（予定）
審査結果の通知	令和7年4月30日（水）（予定）
契約締結	令和7年5月初旬（予定）

6. 参加資格

- (1) プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。
- ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - ②安八町競争入札参加資格審査を受け、安八町競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。
 - ③国税、地方税を滞納していない者であること。（過去を含めて税に未納がないこと。）
 - ④平成27年度から令和6年度までの間に、本業務と同程度の式典の企画運営業務を受注し、

完了した実績があること。

⑤岐阜県内に本社を置く法人であること。

(2) 候補者決定までの間に、本要領に定める参加資格の要件を満たさなくなった場合は、その参加資格を失うものとする。

7. プロポーザルに関する説明会

本プロポーザルに関する説明会は実施しない。

8. 質疑・応答

(1) 提出方法

質問票（様式2）により、「13. 問合せ先」に記載されたメールアドレスへ次の期限までに提出することとし、それ以外による質問には応じないものとする。

(2) 受付期限

令和7年4月16日（水）17時まで

(3) 回答方法

令和7年4月18日（金）に安八町ホームページにて掲載する。

9. 参加申込の手続き

(1) 提出書類

プロポーザルへの参加を希望する事業者は、本実施要領、仕様書及び安八町契約規則等の各規定を理解した上で、次の書類を提出すること。

①参加申込書類

ア 参加申込書 （様式1）

イ 誓約書 （様式3）

②企画提案書類

ウ 企画提案書 （様式4） ※詳細内容は任意様式とする。

エ 業務経歴書 （様式5）

オ 実施体制調書 （様式6）

カ 見積書 （任意様式） ※見積明細書含む。

※規格は、原則A4版、縦型、横書き、左綴じ、両面印刷とする。

※アイについては1部、ウ～カについては7部を提出すること。

(2) 提出期限

令和7年4月23日（水）17時まで

(3) 提出方法

持参又は郵送に限る。

(4) 提出先

〒503-0198 岐阜県安八郡安八町氷取161番地

安八町役場総務課 秘書広報・地方創生推進室

電話番号 0584-64-7100

メール sousei@town.anpachi.lg.jp

10. 審査方法

(1) 選定方法

本要領及び仕様書等に基づき提出された書類について、別紙「安八町合併70周年記念式典等企画運営業務に係るプロポーザル審査項目」に基づき審査する。

なお、審査は一次審査（書類審査）と二次審査（プレゼンテーション、ヒアリング）の2段階で行うものとする。一次審査は提出資料をもって採点を行い、審査結果をホームページにて公表する。二次審査の対象となる事業者には、下記(2)のとおり二次審査の詳細日時と順番を通知する。なお、参加者が1者の場合は二次審査を実施しない場合がある。

(2) 二次審査日時

審査日は令和7年4月28日（月）を予定しており、時間や場所、順番等の詳細については、別途連絡を行う。

(3) 開催場所

安八町役場

(4) 出席者

原則3名以内とする。そのうち1名については、実際に町との窓口になり主に業務を担当する業務責任者としてすること。

(5) 審査基準

二次審査においては、次のとおり提案者からプレゼンテーション（企画提案書説明）及びヒアリング（質疑応答）を行い、提案内容を総合的に審査するものとする。

- ①プレゼンテーションは20分以内とし、ヒアリングは10分程度とする。（合計30分程度）
- ②プレゼンテーションは、原則として事前に提出した企画提案書を用いるものとし、内容をより深く理解するための説明とする。
- ③追加資料等の配布は可とするが、企画提案書の内容と矛盾せず、また、逸脱しないこと。
- ④審査は企画提案書、プレゼンテーション、ヒアリングの内容を基に、別添「審査項目」に記載のとおり行うものとする。
- ⑤プレゼンテーションに使用する備品として、モニター、テーブル、椅子、電源タップ及びマイクは町において準備するものとする。その他必要な資機材がある場合は、提案者が用意すること。
- ⑥説明に要する提案者の経費は、全て提案者の負担とする。
- ⑦提案者が1者のみであっても、本公募型プロポーザルは成立するものとする。

(6) 評価方法

評価は、二次審査の評価点により順位を付け、優先交渉権者1者を選定する。

参加者が1者のみであった場合は、上記の最低基準で審査し、優先交渉権者を選定する。最高得点者が複数の場合は、審査委員会で協議のうえ選定する。審査結果はホームページに公表する。

11 失格

参加者が次のいずれかに該当する場合は、失格となる。

- (1) 提出期限までに企画提案書等を提出しなかった場合
- (2) 見積価格が見積限度額を超えている場合
- (3) 要件を満たしていないものがあった場合
- (4) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (5) 会社更生法等の適用を申請する等、契約の履行が困難と認められるに至った場合
- (6) 公平な審査を害する行為があった場合
- (7) 暴力団員等（安八町暴力団排除条例（平成24年安八町条例第1号。以下「条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）と認められたとき。
- (8) 岐阜県暴力団排除条例（平成22年岐阜県条例第54号）第15条第1項又は第2項に違反したと認められたとき。
- (9) 暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき（業務を執行する社員、取締役、

執行役又はこれらに準ずる者が暴力団員等と密接な関係を有していると認められたときを含む。)

12 その他

- (1) 提出書類は、返却しない。
- (2) 安八町情報公開条例(令和17年安八町条例第1号)に基づく公開請求があった場合、本調達に関する全ての文書が原則として公開の対象となるが、公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められる情報は、非公開であるので、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出ること。
- (3) 審査結果に対する異議申し立ては、認めない。

13 問合せ先

〒503-0198 岐阜県安八郡安八町氷取 1 6 1 番地
安八町役場総務課 秘書広報・地方創生推進室
電話番号 0584-64-7100
メール sousei@town.anpachi.lg.jp